

令和6（2024）年度 環境課事業の考え方について

【環境政策係】

1 環境審議会費（継続）

外部委員で組織する環境審議会開催により、環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の進捗等を審議し、環境対策に資する効果的な施策を展開します。

2 地球温暖化対策事業

(1) 地球温暖化対策普及啓発事業（拡充）

地球温暖化防止に対する市民への意識啓発や、再エネ導入に取り組む事業者への国補助金等を活用し、脱炭素を意識した行動変容の促進に取り組みます。

(2) EC02 プロジェクト事業（拡充）

市内事業者が環境活動の実践により貯めたポイントを省エネ効果が高い設備や環境に配慮した消耗品等購入に対する補助金交付により、脱炭素行動の促進と経済の活性化を図ります。

(3) 低炭素型設備機器導入補助事業（拡充）

温室効果ガス排出削減に有効な創エネ・省エネ機器や電気自動車等導入に対する補助金交付により、低炭素エネルギー利活用の普及促進を図ります。

【鳥獣対策係】

1 生活環境鳥獣対策事業（継続）

農地以外に影響を与える熊や猪などの野生鳥獣から被害を防ぐための防護柵を設置し、人身被害を未然に防止します。

2 農業被害鳥獣対策事業（継続）

柏崎市鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣に起因する農地や農作物に対する被害軽減を図ります。

【環境保全係】

1 未給水地域対策事業（継続）

渇水時に生活用水の確保が困難な町内に応急給水を行います。

2 公害対策事業

(1) 騒音・振動・悪臭・大気対策事業（継続）

専門的事業者への委託により、騒音・振動・水質汚濁状況の継続的な測定監視を行います。

(2) 地盤沈下対策事業（継続）

市内の観測地点の地盤沈下データを収集し、地盤沈下及び地下水の変動を把握します。

3 浄化槽設置整備事業（継続）

合併処理浄化槽を設置する方に工事費の一部を補助します。

4 ごみ対策事業

(1) 海岸清掃費（継続）

港や個人の管理区域を除く海岸を事業者に委託して清掃します。

(2) 不法投棄防止対策費（拡充）

不法投棄防止の意識啓発のほか、旧米山牧場跡地（蕨野地内）に残置された廃タイヤを処理します。

【クリーン推進係】

1 ごみの減量化・リサイクル業務

(1) ごみ減量化・リサイクル対策（継続）

ごみの減量化を進め、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の実現を目指します。市民及び事業者の意識を高めるため、市ホームページ、広報及び説明会やイベント等でのPRを行い、より一層の周知を図ります。令和6（2024）年度も継続し、食品ロスの削減等や、リユースによるごみの発生抑制を重点項目として取り組みます。

(2) 資源物リサイクルセンター管理（継続）

松波及び西本町の資源物リサイクルセンターと佐藤池資源物リサイクルステーションの管理費です。市民ニーズを把握するための基礎データ収集を目的として開設した佐藤池資源物リサイクルステーションは、今後の方針を決定したことから、計画のとおり令和6（2024）年度末をもって閉鎖します。

(3) 資源物リサイクルセンター整備事業（新規）

佐藤池野球場の第4駐車場に佐藤池リサイクルセンターを建設します。松波資源物リサイクルセンターが新ごみ処理場建設に伴い、令和7（2025）年度秋に一時閉鎖されるまでに開設を目指します。令和6（2024）年度は、設計と地質調査を行います。

2 塵芥処理事業

(1) ごみ収集委託業務（継続）

市内全域から出される家庭系の燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物（家庭系一般廃棄物）の収集業務に加え、粗大ごみ収集も柏崎廃棄物収集協同組合に委託しています。令和6（2024）年度も、これを継続し、安定した廃棄物収集を行います。

* 柏崎廃棄物収集協同組合は、市の一般廃棄物収集業務の共同受注及び事業に関する経営及び技術の改善向上並びに知識の普及を目的に設立した協同組合です。

(2) ごみ処理事業（継続）

廃棄物を適正に中間処理するため、ごみ処理場の運営と維持管理を行います。主に焼却施設及び粗大ごみ・不燃ごみを処理する粗大ごみ処理施設の機能維持のためオーバーホールを実施します。

(3) 新ごみ処理場建設事業（継続）

令和2（2020）年3月に策定した一般廃棄物中間処理施設整備基本計画に基づき、新ごみ処理場の建設・運営事業者との契約を令和7（2025）年3月に締結する予定です。これに伴い、新ごみ処理場建設・運営に係る事業者選定アドバイザー業務を令和4（2022）年7月21日に、八千代エンジニアリング㈱北陸支店と契約を締結しました。業務内容は、建設・運営事業者の選定及び契約締結に係る業務であり、契約期限は、令和7（2025）年3月31日となっています。最終年度である令和6（2024）年度は、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行います。4月に募集広告を行い、12月に最優秀提案者を決定、議決を得た場合において契約を締結します。

(4) ごみ最終処分事業（継続）

埋立ピット及び浸出水処理施設の運営と維持管理を行います。

(5) ごみ最終処分場整備事業（継続）

浸出水処理施設は、令和5（2023）年度は老朽化した中央操作室の計装設備を更新、令和6（2024）年度は現場操作盤の更新を行います。また、脱水機のオーバーホールを行い、浸出水の安定処理に努めるとともに、機械設備の修繕を行います。

3 し尿処理事業

(1) 下水道事業会計繰出金（し尿処理施設建設事業）（継続）

平成29（2017）年3月に策定した、し尿処理場整備実施計画に基づき、し尿処理場は令和7（2025）年度に廃止し、自然環境浄化センターの敷地内に、し尿受入施設を新設することから、必要な経費を一般会計から下水道事業会計へ繰り出します。し尿受入施設は、令和5（2023）年度から、下水道付帯設備として建設工事を2か年で実施しています。